

1998年02月07日 朝刊群馬

遺言残した2人は認識能力十分 被告が主張 寄付疑惑訴訟 /群馬

沼田市の特別養護老人ホーム「ききょうの里」を経営する社会福祉法人「沼光会」（大淵光男理事長）の寄付疑惑をめぐる民事訴訟の第二回口頭弁論が六日、前橋地裁（田村洋三裁判長）で開かれた。

問題になっているのは、七十二歳で死亡した男性と九十四歳で死亡した女性二人の遺言状について。原告の「被害者の会」側は第一回口頭弁論で「遺言状作成時には痴ほうで遺言能力がない」と主張している。

被告の「沼光会」側はこの日、七十二歳で死亡した男性について答弁書と準備書面を提出した。

それによると、男性は病院の診察では軽度の痴ほう症で、普通の生活ができ、判断能力が十分にあったと反論した。

九十四歳で死亡した女性については、施設にいた生前の女性の写真を証拠として提出。リンゴ狩りや日帰り旅行にいった時のもので、「精神状態は正常で、作成時に認識能力は十分にあった」と主張した。

原告側の小此木清弁護士は「内容をよくみて次回反論する。県に協力を願い、特別監査の内容を証拠として提出したい」と話した。